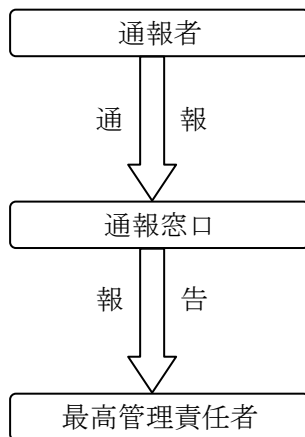


競争的資金等の通報窓口の処理の流れ

東北文化学園大学は、東北文化学園大学競争的資金等規程（平成 19 年 11 月 7 日大学運営会議制定）第 8 条に規定するとおり、研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするために、通報窓口を設置し、内部監査室をもって充てることと決定しました。

通報窓口寄せられた内容は、通報者が特定されないよう秘密を保持し、必要最小限の者に限り情報を開示し、調査を行うこととなります。



- ・最高管理責任者は、統括管理責任者及び不正防止計画推進者に連絡。
- ・最高管理責任者は、調査委員会を設置し、事実確認を調査。
- ・不正行為が事実であった場合は、所管省庁に報告。